

平成22年2月22日招集

# 埼玉県議会定例会議案

## 目

## 次

	頁
第 1 号議案 平成 2 2 年度埼玉県一般会計予算 .....	1
第 2 号議案 平成 2 2 年度埼玉県公債費特別会計予算 .....	35
第 3 号議案 平成 2 2 年度埼玉県証紙特別会計予算 .....	38
第 4 号議案 平成 2 2 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算 .....	40
第 5 号議案 平成 2 2 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算 .....	42
第 6 号議案 平成 2 2 年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算 .....	44
第 7 号議案 平成 2 2 年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 .....	46
第 8 号議案 平成 2 2 年度埼玉県農業改良資金特別会計予算 .....	48
第 9 号議案 平成 2 2 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算 .....	52
第 1 0 号議案 平成 2 2 年度本多静六博士育英事業特別会計予算 .....	54
第 1 1 号議案 平成 2 2 年度埼玉県用地事業特別会計予算 .....	56
第 1 2 号議案 平成 2 2 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算 .....	58
第 1 3 号議案 平成 2 2 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算 .....	63
第 1 4 号議案 平成 2 2 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算 .....	66
第 1 5 号議案 平成 2 2 年度埼玉県病院事業会計予算 .....	69
第 1 6 号議案 平成 2 2 年度埼玉県工業用水道事業会計予算 .....	75
第 1 7 号議案 平成 2 2 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算 .....	79

	頁
第 18 号議案 平成 22 年度埼玉県地域整備事業会計予算 .....	84
第 19 号議案 平成 22 年度埼玉県流域下水道事業会計予算 .....	87

## 第1号議案

### 平成22年度埼玉県一般会計予算

平成22年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,676,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		605,400,000
	1 県 民 税	300,071,000
	2 事 業 税	78,584,000
	3 地 方 消 費 税	60,366,000
	4 不 動 産 取 得 税	12,634,000
	5 県 た ば こ 税	12,464,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,435,000
	7 自 動 車 取 得 税	11,369,000
	8 軽 油 引 取 税	38,248,000
	9 自 動 車 税	89,136,000
	10 鉱 区 税	6,522
	11 狩 猟 税	38,693
	12 旧 法 に よ る 税	47,785
2 地 方 消 費 税 清 算 金		103,764,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	103,764,000

3 地 方 讓 与 税		68,551,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	64,028,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	4,238,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	284,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		9,508,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	9,508,000
5 地 方 交 付 税		196,800,000
	1 地 方 交 付 税	196,800,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,317,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,317,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,545,250
	1 分 担 金	203,372
	2 負 担 金	3,341,878
8 使 用 料 及 び 手 数 料		16,609,024
	1 使 用 料	5,135,372
	2 手 数 料	11,473,652

款	項	金 額
9 国 庫 支 出 金		163,368,356
	1 国 庫 負 担 金	113,590,502
	2 国 庫 補 助 金	42,223,561
	3 委 託 金	7,554,293
10 財 産 収 入		7,914,469
	1 財 産 運 用 収 入	6,093,571
	2 財 産 売 払 収 入	1,820,898
11 寄 附 金		116,001
	1 寄 附 金	116,001
12 繰 入 金		115,829,118
	1 特 別 会 計 繰 入 金	12,945,006
	2 基 金 繰 入 金	102,884,112
13 繰 越 金		341,432
	1 繰 越 金	341,432
14 諸 収 入		44,881,350
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	2,777,600

	2 預 金 利 子	79,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	15,134,149
	4 受 託 事 業 収 入	3,512,173
	5 収 益 事 業 収 入	14,913,140
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	114,000
	7 雑 入	8,350,788
15 県 債		337,465,000
	1 県 債	337,465,000
歳 入	合 計	1,676,410,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,023,455
	1 議 会 費	3,023,455
2 総 務 費		104,937,562
	1 総 務 管 理 費	27,604,296
	2 企 画 費	10,077,675
	3 県 民 費	7,994,564
	4 環 境 費	11,527,783
	5 徴 税 費	30,473,789
	6 市 町 村 振 興 費	6,057,183
	7 選 挙 費	2,782,780
	8 防 災 費	3,909,571
	9 統 計 調 査 費	3,856,245
	10 人 事 委 員 会 費	299,793
	11 監 査 委 員 費	353,883
3 民 生 費		256,026,293
	1 社 会 福 祉 費	188,522,185

	2 児 童 福 祉 費	56,292,992
	3 生 活 保 護 費	11,210,667
	4 災 害 救 助 費	449
4 衛 生 費		54,570,246
	1 公 衆 衛 生 費	24,985,041
	2 環 境 衛 生 費	1,549,250
	3 保 健 所 費	4,672,239
	4 医 薬 費	15,180,319
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,183,397
5 労 働 費		9,355,458
	1 労 政 費	6,233,940
	2 職 業 訓 練 費	2,947,977
	3 労 働 委 員 会 費	173,541
6 農 林 水 産 業 費		25,071,341
	1 農 業 費	7,521,712
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	540,842
	3 畜 産 業 費	1,312,496

款	項	金 額
	4 林 業 費	5,240,845
	5 農 地 費	10,455,446
7 商 工 費		20,570,320
	1 商 工 業 費	20,375,937
	2 観 光 費	194,383
8 土 木 費		128,448,692
	1 土 木 管 理 費	12,293,418
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,431,883
	3 河 川 費	36,189,249
	4 都 市 計 画 費	23,431,871
	5 住 宅 費	7,102,271
9 警 察 費		144,425,369
	1 警 察 管 理 費	132,035,844
	2 警 察 活 動 費	12,389,525
10 教 育 費		557,507,795
	1 教 育 総 務 費	77,186,992

	2 小 学 校 費	179,093,465
	3 中 学 校 費	107,969,935
	4 高 等 学 校 費	97,943,807
	5 特 別 支 援 学 校 費	39,345,867
	6 大 学 費	2,064,765
	7 私 立 学 校 費	47,364,439
	8 社 会 教 育 費	4,756,050
	9 保 健 体 育 費	1,782,475
11 災 害 復 旧 費		26,902
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	9,482
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	17,420
12 公 債 費		225,833,392
	1 公 債 費	225,833,392
13 諸 支 出 金		146,113,175
	1 公 营 企 業 支 出 金	17,225,175
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	55,241,000
	3 利 子 割 交 付 金	3,018,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	1,136,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	221,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	53,553,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,800,000
	8 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,100,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,800,000
	11 利 子 割 精 算 金	18,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,676,410,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設耐震改修事業費（平成22年度着工分）	1,026,105	平成22年度	427,999
				平成23年度	598,106
	3 県民費	県立文化施設整備事業費	2,662,749	平成22年度	1,066,319
		平成23年度		1,596,430	
	4 環境費	彩の国資源循環工場第 期事業費	5,384,830	平成22年度	50,000
				平成23年度	1,797,262
				平成24年度	2,009,516
				平成25年度	1,528,052
7 商工費	1 商工業費	東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費	5,552,379	平成22年度	1,474,164
				平成23年度	4,078,215
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成22年度着工分）	220,625	平成22年度	42,049
				平成23年度	178,576

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成22年度発行分)	平成22年度から 平成32年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(平成22年度融資分)	平成23年度から 平成37年度まで	37,778
私立学校振興資金融資損失補償(平成22年度融資分)	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
嵐山郷設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成23年度から 平成37年度まで	325,770
朝霞地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	平成23年度から 平成29年度まで	98,798

環境創造資金利子補給（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成32年度まで	52,002
青空再生低公害車導入資金利子補給（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成29年度まで	65,596
青空再生低公害車導入資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成32年度まで	<p>県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成 2 2 年度融資分）	平成 2 3 年度 から 平成 4 2 年度 まで	344,211
民間社会福祉施設整備促進事業損失補償（平成 2 2 年度融資分）	平成 2 2 年度 以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3 月までの 利子の合計額
彩の国福祉のまちづくり資金利子補助（平成 2 2 年度融資分）	平成 2 3 年度 から 平成 3 2 年度 まで	2,701
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成 2 2 年度融資分）	平成 2 3 年 度	202
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成 2 2 年度融資分）	平成 2 2 年度 以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3 月までの 利子の合計額

特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成22年度融資分）	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
埼玉県火災共済協同組合共済金支払資金貸付金	平成22年度から 平成24年度まで	400,000
小規模事業資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資 額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証 を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から 中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受け た保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県 信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによっ て生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基 づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金

事 項	期 間	限 度 額
		<p>融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額( 責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額) を控除した額の 4 分の 3 に相当する額。ただし、創業関連保証( 産業活力再生特別措置法第 3 3 条第 3 項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。) 又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の 5 分の 1 に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成 22 年度保証分)</p>	<p>平成 22 年度から 平成 37 年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第 2 条第</p>

		<p>4 項第 8 号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第 5 条又は第 13 条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては 5 分の 1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては 2 分の 1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 8 号の規定に係る貸付に限る。)にあつては 5 分の 1 に相当する額</p>
--	--	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償(平成22年度保証分)</p>	<p>平成22年度から 平成40年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

<p>事業資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
----------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成22年度融資分）</p>	<p>平成23年度から 平成37年度まで</p>	<p>4,978,567</p>
<p>勤労者支援資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成33年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚・</p>

事 項	期 間	限 度 額
		子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の50の額
農地保有合理化事業資金損失補償(平成22年度融資分)	平成22年度から平成33年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助(平成22年度融資分)	平成23年度から平成43年度まで	167,516
農業災害復旧経営資金利子補助(平成22年度融資分)	平成23年度から平成29年度まで	3,948

<p>農業災害復旧経営資金損失補償(平成22年度融資分)</p>	<p>平成22年度から 平成29年度まで</p>	<p>農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額</p>
<p>経営体育成総合融資制度利子補助(平成22年度融資分)</p>	<p>平成23年度から 平成48年度まで</p>	<p>35,375</p>
<p>卸売市場施設整備資金利子補助(平成22年度融資分)</p>	<p>平成23年度から 平成29年度まで</p>	<p>672</p>
<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成22年度借入分)</p>	<p>平成22年度から 平成73年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁</p>

事 項	期 間	限 度 額
		済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農業大学校移転整備事業	平成23年度	97,430
農地防災事業	平成23年度	157,500
農業集落排水整備推進交付金（平成22年度施行分）	平成23年度から 平成27年度まで	58,200
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成22年度取得分）	平成23年度から 平成32年度まで	1,892,275

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成22年度借入分）</p>	<p>平成22年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>埼玉県道路公社借入金債務保証(平成22年度借入分)</p>	<p>平成22年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>地方特定道路（改築）整備</p>	<p>平成23年度から 平成24年度まで</p>	<p>650,000</p>

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成23年度から 平成24年度まで	3,005,000
住宅ローン負担軽減補助（平成22年度補助対象分）	平成23年度から 平成24年度まで	400,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成22年度建設分）	平成23年度から 平成46年度まで	695,848
放置車両確認事務	平成23年度	519,086

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	32,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,900,000	同	同上	同上
県有施設整備事業	4,282,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,719,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,668,000	同	同上	同上
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,317,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
危機管理防災センター（仮称）整備事業	1,623,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	85,000	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	26,000	同上	同上	同上
社会福祉施設等耐震化等整備事業	126,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	205,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,947,000	同上	同上	同上

総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	487,000	同	上	同	上	同	上
南児童相談所・一時保護所整備事業	478,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	19,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	20,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	150,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	345,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	113,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	167,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
地すべり防止事業	81,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	657,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	1,102,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	353,000	同上	同上	同上
産業文化センター施設整備事業	832,000	同上	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	302,000	同上	同上	同上

東部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	971,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	15,175,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	217,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	6,203,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	7,130,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	6,603,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	359,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	335,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	22,139,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独街路事業	4,225,000	同	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	44,000	同	同上	同上
街路事業	3,188,000	同	同上	同上
県単独公園事業	1,232,000	同	同上	同上
公園事業	794,000	同	同上	同上
警察職員退職手当	1,900,000	同	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	2,044,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,426,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	15,100,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	4,227,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	2,363,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	2,262,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	35,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧事業	1,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業出資金	1,778,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	215,000,000	同	同上	同上

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

## 第2号議案

### 平成22年度埼玉県公債費特別会計予算

平成22年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ345,167,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

### 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		189,464,856
	1 一 般 会 計 繰 入 金	142,715,995
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,091,861
	3 基 金 繰 入 金	44,657,000

款	項	金 額
2 県 債		155,703,000
	1 県 債	155,703,000
歳 入	合 計	345,167,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		345,167,856
	1 公 債 費	345,167,856
歳 出	合 計	345,167,856

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成12年度及び平成17年度 発行県債償還金	154,097,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成12年度発行県債償還金	1,606,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第3号議案

平成22年度埼玉県証紙特別会計予算

平成22年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,027,691千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		25,027,690
	1 証 紙 収 入	25,027,690
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	25,027,691

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		25,021,691
	1 一 般 会 計 繰 出 金	25,021,691
2 返 還 金		6,000
	1 返 還 金	6,000
歳 出	合 計	25,027,691

平成22年2月22日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,694,136千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		60,349
	1 財 産 運 用 収 入	60,349
2 繰 入 金		8,120,000
	1 基 金 繰 入 金	8,120,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,513,786

	1 貸付金元利収入	5,513,786
歳入	合計	13,694,136

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,694,136
	1 市町村振興事業費	13,694,136
歳出	合計	13,694,136

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第5号議案

平成22年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成22年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365,325千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		165,317
	1 国 庫 負 担 金	165,317
2 財 産 収 入		23,597
	1 財 産 運 用 収 入	23,597
3 繰 入 金		176,410
	1 基 金 繰 入 金	176,410
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	365,325

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		365,325
	1 救助費	341,727
	2 基金積立金	23,598
歳出	合計	365,325

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成22年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,516千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		20,237
	1 繰 入 金	20,237
2 繰 越 金		179,923
	1 繰 越 金	179,923
3 諸 収 入		304,356
	1 貸 付 金 元 利 収 入	298,723

	2 預 金 利 子	1,427
	3 雜 入	4,206
歳 入	合 計	504,516

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		504,516
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	504,516
歳 出	合 計	504,516

平成22年2月22日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第7号議案

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,136,998千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		10,075
	1 繰 入 金	10,075
2 繰 越 金		166,011
	1 繰 越 金	166,011
3 諸 収 入		960,912
	1 預 金 利 子	1,500
	2 貸 付 金 元 利 収 入	958,692

	3 雜 入	720
歳 入	合 計	1,136,998

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		1,134,998
	1 資 金 貸 付 費	1,134,998
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	1,136,998

平成22年2月22日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第 8 号議案

平成 2 2 年度埼玉県農業改良資金特別会計予算

平成 2 2 年度埼玉県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		80,000
	1 繰入金	50
	2 繰越金	34,250
	3 諸収入	45,700

2 業 務 勘 定 収 入		4,611
	1 繰 入 金	4,357
	2 繰 越 金	248
	3 諸 収 入	6
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定 収 入		64,982
	1 繰 入 金	14,475
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	21,618
	4 県 債	28,888
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定 収 入		811
	1 繰 入 金	771
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2
歳 入 合 計		150,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		80,000
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費	80,000
2 業 務 勘 定		4,611
	1 管 理 指 導 事 務 費	4,411
	2 予 備 費	200
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		64,982
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 費	64,982
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		811
	1 管 理 指 導 事 務 費	801
	2 予 備 費	10
歳 出	合 計	150,404

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	28,888	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第9号議案

平成22年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成22年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,425千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		38,800
	1 繰 入 金	400
	2 繰 越 金	14,691
	3 諸 収 入	23,709
2 業 務 勘 定 収 入		625
	1 繰 越 金	215
	2 諸 収 入	410
歳 入	合 計	39,425

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		625
	1 管 理 指 導 事 務 費	605
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,425

平成22年2月22日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成22年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成22年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,275千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,046
	1 財 産 運 用 収 入	2,046
2 繰 入 金		30,472
	1 繰 入 金	30,472
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		23,756

	1 貸付金元利収入	23,755
	2 雑収入	1
歳入	合計	56,275

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		55,275
	1 本多静六博士育英事業費	55,275
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	56,275

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 2 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 2 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,931,754 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,931,752
	1 財 産 運 用 収 入	183,119
	2 財 産 売 払 収 入	1,748,633
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	2,931,754

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		2,681,311
	1 用地事業費	2,681,311
2 公債費		250,443
	1 公債費	250,443
歳出	合計	2,931,754

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 2 号議案

平成 2 2 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成 2 2 年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,869,085千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,184,606
	1 住 宅 使 用 料	8,184,606

2 国 庫 支 出 金		2,292,949
	1 国 庫 補 助 金	2,292,949
3 財 産 収 入		77,838
	1 財 産 運 用 収 入	77,838
4 繰 入 金		4,341,244
	1 繰 入 金	4,341,244
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		25,447
	1 敷 金 運 用 収 入	8,075
	2 雑 入	17,372
7 県 債		3,947,000
	1 県 債	3,947,000
歳 入 合 計		18,869,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		13,217,377
	1 住 宅 管 理 費	6,370,126
	2 住 宅 建 設 費	6,847,251
2 繰 出 金		5,342,732
	1 繰 出 金	5,342,732
3 公 債 費		298,976
	1 公 債 費	298,976
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		18,869,085

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成22年度公営住宅建設費	7,463,129	平成22年度	570,459
				平成23年度	1,789,735
				平成24年度	3,782,462
				平成25年度	1,320,473

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,947,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ810,892千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		766,195
	1 繰 入 金	766,195

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		44,695
	1 貸付金元利収入	43,731
	2 預金利子	648
	3 雑収入	316
歳入	合計	810,892

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		810,892
	1 高等学校等奨学金事業費	810,892
歳出	合計	810,892

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償(平成22年度保証分)	平成22年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,362,794千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		120,583
	1 入 場 料 収 入	120,582
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		38,312,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	38,250,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		211,155

	1 財 産 運 用 収 入	211,154
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		719,053
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	719,051
歳 入	合 計	39,362,794

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		229,159
	1 公 営 競 技 総 務 費	229,159
2 公 営 競 技 事 業 費		38,714,495
	1 公 営 競 技 事 業 費	38,714,495
3 繰 出 金		413,140
	1 繰 出 金	413,140
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		39,362,794

平成22年2月22日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成22年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	200床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	94,170人	87,480人
がんセンター	131,500	190,250
小児医療センター	91,652	143,978
精神医療センター	49,285	38,880

( 2 ) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	258 人	360 人
が ん セ ン タ ー	360	783
小 児 医 療 セ ン タ ー	251	593
精 神 医 療 セ ン タ ー	135	160

3 主なる建設改良事業 3,395,888 千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		38,553,933 千円
第1項 医 業 収 益		30,579,348 千円
第2項 医 業 外 収 益		7,974,584 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		38,553,933 千円

第1項	医業費用	37,903,157千円
第2項	医業外費用	630,775千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,759,583千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,783千円、減債積立金201,701千円及び過年度分損益勘定留保資金3,555,099千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	3,081,147千円
第1項	企業債	1,816,000千円
第2項	他会計負担金	509,733千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	755,413千円

支 出

第1款	資本的支出	6,840,730千円
第1項	建設改良費	3,395,888千円
第2項	開発費	726,022千円
第3項	企業債償還金	2,718,820千円

( 継続費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

( 単位 千円 )

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター 自動制御設備改修費	110,651	平成 22 年度	44,284
		平成 23 年度		66,367	
		がんセンター新病院建設費	31,607,936	平成 22 年度	848,371
				平成 23 年度	3,611,717
				平成 24 年度	12,587,715
				平成 25 年度	12,592,912
平成 26 年度	1,967,221				
精神医療センター 医療観察病棟整備費	1,533,973	平成 22 年度	755,413		
平成 23 年度		778,560			

( 債務負担行為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
がんセンター医療情報システム開発	平成 23 年 度	796,424

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 企業債借換資金に充てるため

限 度 額 1,816,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職 員 給 与 費 18,062,227 千円

( 2 ) 交 際 費 1,200 千円

( たな卸資産購入限度額 )

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、6,142,480千円と定める。

( 重要な資産の取得及び処分 )

第 1 1 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 器械備品

名 称 血管 X 線撮影装置

数 量 一 式

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第16号議案

平成22年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	167社
(2) 年間総給水量	73,055,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	200,152 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,875,809千円
第1項 営業収益			1,798,216千円
第2項 営業外収益			77,592千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 事業費			1,703,401千円
第1項 営業費用			1,575,353千円

第2項	営業外費用	124,047 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額278,109千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,878千円、建設改良積立金113,417千円及び減債積立金156,814千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,207,546 千円
第1項	長期貸付金償還金	1,207,000 千円
第2項	他会計補助金	544 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,485,655 千円
第1項	建設改良費	349,841 千円
第2項	長期貸付金	979,000 千円
第3項	企業債償還金	156,814 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場配水電気設備更新工事	平成23年度	191,415

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 335,007 千円

(2) 交 際 費 40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,674千円と定める。

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第17号議案

平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	56 団体
(2) 年間総給水量	671,116,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,838,674 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	5,737,749 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		44,981,337 千円
第1項 営業収益		44,034,132 千円
第2項 営業外収益		947,204 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		44,074,701 千円

第1項	営業費用	34,989,878 千円
第2項	営業外費用	9,044,822 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,149,111千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額482,046千円、過年度分損益勘定留保資金8,686,454千円及び当年度分損益勘定留保資金12,980,611千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入	13,399,518 千円	
第1項	建設補助金	1,725,942 千円	
第2項	企業債	5,950,000 千円	
第3項	他会計出資金	4,532,924 千円	
第4項	他会計補助金	211,607 千円	
第5項	他会計からの長期借入金	979,000 千円	
第6項	固定資産売却代金	1 千円	
第7項	雑収入	44 千円	
	支	出	
第1款	資本的支出	35,548,629 千円	

第1項	建設改良費	12,290,811 千円
第2項	企業債償還金	15,499,083 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,207,000 千円
第4項	機構負担年賦金	6,511,735 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	滑川第二支線整備事業	983,904	平成22年度	78,674
				平成23年度	292,520
				平成24年度	315,130
				平成25年度	297,580

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場本館直流電源装置・無停電電源装置更新工事	平成 23 年度	352,380
行田浄水場上尾・杉戸系送水電気設備更新工事	平成 23 年度	1,102,290

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,950,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職 員 給 与 費 3,815,738 千円

( 2 ) 交 際 費 520 千円

( 他会計からの補助金 )

第 1 0 条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,143,475千円である。

( たな卸資産購入限度額 )

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、147,193千円と定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第18号議案

平成22年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	159,900 m <sup>2</sup>
(2) 主なる建設工事	3,379,150 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		7,715,727 千円
第1項 営業収益		7,629,957 千円
第2項 営業外収益		85,769 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		5,919,764 千円
第1項 営業費用		5,887,472 千円
第2項 営業外費用		4,269 千円

第3項	特 別 損 失	8,023 千円
第4項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,622,597千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額278千円及び過年度分損益勘定留保資金7,622,319千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	2,997,382 千円
第1項	長 期 貸 付 金 償 還 金	2,995,691 千円
第2項	他 会 計 補 助 金	1,690 千円
第3項	雑 収 入	1 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	10,619,979 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,379,150 千円
第2項	建 設 準 備 費	40,829 千円
第3項	長 期 貸 付 金	7,000,000 千円
第4項	予 備 費	200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	白岡瀬地区産業団地整備事業	5,692,164	平成22年度	2,743,284
				平成23年度	2,273,971
				平成24年度	674,909

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 418,583 千円

(2) 交際費 290 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,768千円である。

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上田清司

第19号議案

平成22年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	48 市町
(2) 年間総処理水量	657,899,360 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,802,464 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	18,408,519 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		32,413,272 千円
第1項 営業収益		29,759,481 千円
第2項 営業外収益		2,653,790 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		31,290,849 千円

第1項	営業費用	28,308,875 千円
第2項	営業外費用	2,888,967 千円
第3項	特別損失	32,007 千円
第4項	予備費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,897,878千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額167,857千円、当年度分損益勘定留保資金4,752,445千円及び当年度利益剰余金処分量977,576千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		20,194,516 千円
第1項	建設補助金		11,839,815 千円
第2項	建設負担金		3,640,734 千円
第3項	企業債		4,411,000 千円
第4項	他会計補助金		302,870 千円
第5項	雑収入		97 千円
		支	出
第1款	資本的支出		26,092,394 千円
第1項	建設改良費		19,346,800 千円
第2項	企業債償還金		6,387,601 千円

第3項 過年度国庫補助金返還金

357,993 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ17,925,930千円及び8,312,227千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成22年度契約分)	平成23年度から 平成24年度まで	12,761,300
荒川右岸流域下水道事業(平成22年度契約分)	平成23年度	5,890,000
中川流域下水道事業(平成22年度契約分)	平成23年度	238,000
古利根川流域下水道事業(平成22年度契約分)	平成23年度	312,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 4,411,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,067,324 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,491,882千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち977,576千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

平成22年2月22日提出

埼玉県知事 上 田 清 司